

地震と原発

さる5月26日、秋田沖で発生した「日本海中部地震」は、地震が大敵の我が国の原発に、いくつかの問題を提起した。

(1) 今回の地震は、地震学者の意表をついて発生した。秋田附近は、伊方附近と同様に、地震予知連絡会が「特定観測地帯」として、大地震に対する観測の強化を指示していた。

しかし今回の地震は、その指定区域の外で発生した。しかも、マグニチュード7.7という大地震だったのに、震源の深さは、5~6kmという浅い所と推定されている。こうしたこととは、現在の地震予知の不確かさを物語っている。因みに伊方では、最も近い伊予灘で起こる大地震（マグニチュード7程度）は、40kmより深い所で起こる答、と国側は主張している。

(2) 伊方炉の安全審査の後に作られた、原発の「耐震設計指針」では、最悪地震の一つとして、マグニチュード6.5の直下型地震を想定することになっている。このことについて、敦賀市で5月に開かれた高速増殖炉「もんじゅ」の安全審査結果報告会の席上、住民代表は、「秋田沖で現にマグニチュード7.7の地震が発生しているのに、なぜ6.5でいいのか」と迫った。これに対し説明担当官は「地震の専門家がそれでいいと云っているから」と、答にならない返答で逃げたことはよく知られている。

また安全審査では、上記の直下地震は、地下10kmの地点で発生すると想定されているが、これも、今回の秋田沖での「浅い大地震」の発生によって、その根拠を失った。

(3) 今回の地震は、地震に伴う津波の恐ろ

しさを改めて教えた。5月30日に愛媛県にやってきた加藤六月国土庁長官は、今回の日本海での津波に関連して、「原発と津波のことについては、今後考えておかねばならない」（南海日日新聞、5月31日号）とのべて、原発には、今まで、津波対策が全くなされていないことを、改めて浮き彫りにした。因みに伊方の安全審査では、「津波の記録は無い」として、津波対策を対象外としている。

(Q)

夏期カンパのお礼

さきに夏期カンパをお願いしましたところ、多くの方々から合計159,720円のカンパと、会費やニュース購読料の前納などの御支援をいただきました。おかげで、下記会計報告にありますように、約60万円を積み立て、流動的な事態に即応する当座の基金を確保することができました。御協力を心から感謝しています。（久米）

会計報告 ('83.7/5~8/4)

収入

会費	91,000
ニュース購読料	185,500
カンパ	25,000
計	301,500

支出

ニュース印刷代	16,000
振替手数料	1,590
郵送料	9,580
ゼロックスリース代	14,300
計	41,470
差引	260,030
積立金合計	610,117

伊方訴訟ニュース

第120号

1983年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：〒530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル）
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112. 口座 大阪 48780

控訴書 再度弁論再開を要求

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 新谷勇人

外26名

高松高等裁判所

第四部 御中

記

1. 控訴人らは本件六月七日付で弁論再開申立書を貴部に提出するとともに、代理人藤田、熊野、仲田が貴部に赴き、担当書記官を通じて貴裁判官らに右申立のために面談を強く要求したが、貴裁判官らは全くこれに応じなかった。まことに遺憾であるというほかない。ここに前回と同一の理由で弁論の再開を申し入れる。

以上

2号炉第17回公判

9月16日(金)午前10時

松山地裁大法廷

前回、やる気を示した新裁判長の指示に対し、被告国側が、保留となっている原告側の求釈明にどのように対応するか注目される。また、原告側からの準備書面も提出される予定で、いよいよ本格的な弁論が開始される。支援の傍聴を！

弁論再開申立書(2)

控訴人 川口 寛之

外25名

被控訴人 通商産業大臣

右当事者間の御序昭和五三年行コ第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件について、控訴人らは次のとおり、弁論再開の申立をする。

昭和58年7月7日

八西の住民ら

燃料棒損傷の2号炉運転強行に抗議

前号で報告したように、さる6月6日、定期検査を終り営業運転に入ったばかりの伊方2号炉について、四国電力は、燃料棒が損傷し、原子炉内の一次冷却水中の放射性ヨー素の濃度が、通常値の10倍以上にもなった、と発表した。しかし同時に、一次冷却水を浄化装置に循環させる速度を早め、ヨー素濃度の上昇を抑えるという対症療法を取るだけで、運転を継続すると発表した。

この暴挙に対して、八西地区の住民らは、県評などと共同で、福田直吉伊方町長あての下記の「抗議並びに要求書」を作り、住民代表ら12名が福田町長に会って直接手渡した。

住民代表らは福田町長に対し、「伊方原発で燃料棒の、いわゆるピンホール事故がたびたび起こっているにもかかわらず、地元住民の不安を無視して運転を続いているのは許せない」と強く抗議し、「もっと町民の立場に立って、国や四電に運転停止を求めるべきだ」と申し入れた。

これに対し福田町長は、「国の安全審査で、1%程度の損傷なら外部への影響はない」とされており、今回も、国などは運転しても支障がないと云っているので、町も十分に検討したうえで、その判断に従った」と、住民らの要求を拒否した。

しかし住民代表らは、「点検したばかりなのにヨー素漏れを起こすのは、燃料棒が欠陥品であることの何よりの証拠ではないか」などと厳しく追及した。これに対し福田町長も、「ピンホールの問題がたびたび起こるのは残念だ。今後、燃料棒の改良などを国へ要望し

ていきたい」と答え、経済第一主義の四国電力や通産省に対する不信感の一端をのぞかせた。

伊方原発2号機事故にかんする

抗議並びに要求書

6月6日、伊方原発2号機は、一次冷却水中のヨウ素濃度が、通常運転時の約100倍にも上昇をしたことを発表した。

ご承知のように伊方原発2号機は、5月末に定期検査を終り、通常運転にはいったばかりにもかかわらず、もうこのようない事故が起り、地元住民の大部分が、言いようのない不安にかられているものと思うのである。

四国電力は、伊方原発2号機の定期検査について、多くの技術者や労働者を使用して、入念な点検を行ったというかもしれないが、それならば、なぜ直ぐ事故が起きるのだろうか。通産省も、厳重に検査をしたといわれるかも知れないが、これもなぜ直ぐに事故が起きたのだろうか。おそらく、わかっていないながら、稼動率をあげるために、裁判対策のためか、四国電力と通産省の馴合による事故かくしが露見したものと疑わざるを得ないのである。

原子力発電所の安全性は、燃料棒の健全化が根幹であるといわれ、起きない筈の燃料棒の損傷事故が伊方1号機でも相次いで起こっていることは、非常に危険であるといわねばならない。ピンホールといえども燃料棒の損傷事故は大事故につながる。その重大な事故が度々起っているにもかかわらず、故意かあ

るいは馴れか、事故を些細なことのように裝って軽視し、運転を継続するが如きは、地元住民にとって、とうてい許されないところであります。茲に地元住民無視の無謀運転に抗議するとともに、貴下におかれ、即時運転を停止する措置をとられるよう強く要求するものである。

昭和58年7月7日

伊方原発反対八西連絡協議会
日本社会党愛媛県本部
総評・愛媛県地方労働組合評議会
原水爆禁止愛媛協議会
伊方町長 福田直吉 殿

暖かいちゃんこ

畠山みつ子さんを悼む

てしまわれると。

今年になって2月のある日、尾崎さんから畠山さんの預り物だといって頂いたのは、見事な手編のちゃんこでした。「裁判で逢えるかと思って編んで来たが」というおことづけに、暖かいお心尽しが胸にしみこみ、この次の裁判には必ずといってひと言お礼を思っていましたのに。悲しいというより残念で残念でなりません。どんなにかこの戦いに心を残してお逝きになったことか。

それなのに、大阪で作った燃料棒を伊方へ積み出すことを阻止出来なかった口惜しさ。安らかに眠って下さいなんてどうして云えましょう。今はたゞお心のこもったちゃんこをあなたの代りとして、生命の限り原発阻止を戦うとお誓いするばかりです。

(関久子記)

この文章は、さる5月、急逝された畠山みつ子さん(伊方町九町)を悼んで、寄せられたものです。畠山さんは、これまでの長い裁判斗争の間、一度も欠かさずに、松山や高松の裁判所の傍聴席の真ん中に、姿を見せておられました。口数の少い人でしたが、その人なつっこい笑顔は、原告や弁護団、さらには各地からの支援の人たちに、はかり知れない励しとなっていました。

(編集部)